

ZENBUTSU

# 全仏



No.  
509

仏暦2548年6月  
[2005年]



(世界遺産：莫高窟 提供 JTB)

## CONTENTS

ご挨拶 ————— 「第39回全日本仏教徒会議滋賀大会開催にむけて」 山本孝圓大会会長  
(財)日本宗教連盟理事長に里見達人本会理事長が就任

報告 ————— スマトラ沖地震津波犠牲者追悼に代表団をタイ国へ派遣  
浄土宗西山禅林寺派管長晋山式  
(財)仏教伝道協会設立40周年記念式典  
「個人情報保護法」が全面的に施行される！

事務総局録事



財団法人 全日本仏教会  
Japan Buddhist Federation  
世界仏教徒連盟(WFB)日本センター  
Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

ご挨拶

# 第39回全日本仏教徒会議 滋賀大会開催にむけて

十一月十六・十七日 滋賀県大津で開催 全日本仏教会・滋賀県仏教会共催



滋賀大会会長  
滋賀県仏教会会長  
山本 孝圓

第39回全日本仏教徒会議・滋賀大会を開催するに当り一言ご挨拶申し上げます。

滋賀での大会が第四回昭和三十一年延暦寺大会以来四十九年ぶりに開催されますことは誠に意義深く光榮に存する次第です。

大会テーマ『出会い・縁を生き、伝えるわれら』と題して、十一月十六日・十七日の両日にわたって、全日本仏教会加盟の一〇三団体を初め檀信徒、一般の方々が結集して参加して頂きます。第一日目の分科会は(1)「いのち取り巻く環境」(2)「仏教徒による国際貢献」(3)「仏教にみる男女社会参画について」(4)「現代の政治を考える」というテーマで、めまぐるしい現代社会の変化・人類を取り巻く環境、社会状況、内外ともにテロ、戦争、地域紛争、少子高齢化に伴う諸問題、虐待、更には社会的な弱者である女性、高齢者、子供たち等、いろんなかたちで人権が脅かされている今の世の中につい

て活潑なる議論を望む次第であります。日本一を有する琵琶湖を持つ我が県に於いては、水を大切に「環境県」としてあらゆる場で発信してきました。

地球は青い水の星、生命にとって欠かすことの出来ない水は、いのちのみなもとです。生命の誕生、そして進化を繰り返し、文明の火を灯して進歩してきました。しかし、あらゆる生命が共存する地球は、人類の歴史と共に大なる環境の変化をも、もたらしています。また、世界各地で起る争い、環境破壊、温暖化現象などの人間の欲望が加害者となり、限りあるこの地球というすばらしい星を苦しめています。

みほとけの慈悲と共生のこころを二十一世紀から地球と子孫に伝え、さらには未来に向けてひとりひとりが真剣に考える大会になるよう宗派を越えて、日本の仏教の古里である滋賀大津から、世界平和を呼び掛けていきたい。そしてテロや戦争、環境破壊が後を絶たない現代社会に今こそ『和』を尊ぶ仏教

精神を伝え、大会で多くの人が出会いその縁がお釈迦さまの教えとともに広がり世界平和につながっていけばと考える次第です。

また本大会では、都道府県仏教会と各宗派による代表者合同会議を開催致します。この会議は全日本仏教徒会議はじまって以来の新しい試みであります。全日本仏教会加盟宗派、各団体が一堂に会してそれぞれ持っている諸問題及び共通点を見出し、多岐・複雑化した社会対応に対して仏教徒として貢献できればと考えています。

大会につきまして不行き届きがいろいろあるかと思いますが全国から仏教徒の皆様方が、滋賀大津市に御参集下さることを心からお待ちしております。

そして、琵琶湖から「世界平和を呼びかけたい」との思いであります。是非この大会に御協力下さることを切にお願いする次第であります。

# (財)日本宗教連盟理事長に 里見達人本会理事長が就任



里見達人理事長

## 【就任挨拶】

「人と人のあいだを 美しく見よう。わたくしと人のあいだを うつくしくみよう。そのことに疲れてはいけない」

これは、二十九才で夭折したキリスト教詩人・八木重吉の短い詩です。

この詩の思いは、他者に喜びを与え、他者の苦しみを除こうとする菩薩のころと通じるものでしょう。大いなるもののご意志も、すべてのものの関わりによる縁起の理も、それは何（なん）びとも容易に窺い得ない、人智をはるかに越えた大きなはからいでありましょう。

いま、成長してやまない日々の生活、果て知れない混迷の世相にあつて、深くして大いなる魂の浄化：宗教こそ一層に肝要のとくと考えます。

しかし現在、宗教界を取り巻く諸問題は、環境問題のような地球的規模のものから個人情報の問題まで、倫理、教育、医療、福祉など政治や行政

にまでかわかる全分野にわたって山積みしています。

宗教界は、これらの問題を前にして、避けて通れない対応を余儀なくされています。

このようなき、神道、キリスト教、仏教をとわず現代の宗教界が共にあり携えて、本来の精神世界の尊厳を堅持し、一方では変転する社会の動きに関心を強め、速やかに審議して的確に対処できなければならぬと存じております。

浅学非才、加えて老残の身で、もとより任ではありませんが、ご指導を切にお願ひ申し上げます。

\* \* \*

日本宗教連盟（日宗連）は、本会と神社本庁・教派神道連合会・日本キリスト教連合会・新日本宗教団体連合会の五団体で構成している。

四月二十七日の日宗連理事会において、本会の里見達人理事長が、日宗連の理事長に、齋藤明聖事務総長が事務局長に就任した。参議には、石上智康常務理事、横山敏明理事、島田喜久評議員、長谷川正浩顧問弁護士、監事に小林正道常務理事が再任された。

## 浄土宗西山禅林寺派 小木曾善龍管長晋山式

五月九日午前十一時から、総本山永観堂で浄土宗西山禅林寺派管長、総本山永観堂禅林寺第八十九世法主に就任した小木曾善龍管下の晋山式が厳かに執り行われた。

晋山式は、開門式・庭儀式の後大で行われた。宗派を代表して堀部良彦宗会議長、来賓代表として里見達人本会理事長、井ノ口泰淳浄土宗西山深草派管長が祝辞を述べた。

浄土宗各総本山、大本山の法主をはじめ近隣の諸大徳・寺院関係者や檀家の晋山を祝った。

その後、会場をウエスティン都ホテルに移し、祝賀会が盛大に行われた。



表白文を奉読する小木曾管長

## (財)仏教伝道協会 設立四十周年記念式典

四月十九日、東京の椿山荘で(財)仏教伝道協会の設立四十周年を記念し、「釈尊を讃えて『伝道の集い』四十年の歩み」と題した式典が行われた。

はじめに、各国語に翻訳されている「仏教聖典」や現在刊行が進められている「大蔵経」について報告された。次に中西智海師（浄土真宗本願寺派）の発声で乾杯。続いて、伝道のうたを唱和し、同協会の歴史について述べられた後、仏教聖典を朗読した。

沼田智秀会長は挨拶の中で、この四十年間を振り返り、喜びとあゆみを語った。そして、今後の同協会のさらなる発展を誓った。

会場には、国内外の来賓及び関係者約八百名が参集し、同協会の設立四十年を祝った。



挨拶する沼田智秀会長

# 「個人情報保護法」

## 全面的に施行される！

■本会顧問弁護士 長谷川 正浩

個人情報保護法は、平成十五年五月三十日に公布され、本年四月一日から全面的に施行されました。

「個人情報」というのは、氏名・年齢・生年月日等、個人の特定につながる情報のことをいいます。具体的には、電話番号・電子メール・性別・学歴・趣味・嗜好・家族構成・血液型・身長

・体重・血圧・出生地・本籍地・購読雑誌・職業・既婚未婚の別・好きな食べ物・嫌いな食べ物・好きなブランド品・喫煙の有無など、個人に繋がるあらゆるものが含まれると考えてよいでしょう。これらの個人情報は宗教団体をもっていても、これは宗教団体のものではありません。その個人から預かっているのにすぎないのです。そして、この個人情報はその個人の人格権という基本的権利の一つなのです。他人のものを預かっているのですから、その利用目的を明確におかなければなりません。そして、利用目的を離れて利用したり、第三者に提供したりする

ときは、本人の承諾を得なければならぬのです。

しかし、死亡した人に関する情報（これが生きている人の情報に繋がる場合には個人情報となります）とか、法人の情報（個人の識別に繋がる情報は個人情報となります）は個人情報に該当しません。

宗教団体もっている個人情報が宗教活動や宗教活動に付随する活動に係わる場合には、宗教団体に個人情報事業者としての義務は適用されません。従って、主務大臣から勧告をうけたり、それに従わなかったときの罰則規定等は、適用されません。適用されませんが、宗教団体も個人データの安全管理や蓄積の処理等個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じたり、その内容を公表するように努めなければなりません。（法五十条）。また、宗教団体でも、その個人情報を宗教活動や宗教活動に付随した活動に全く利用しないときは、即ち、専ら公

益事業や公益事業以外の事業（収益事業）に利用する場合には、五千人以上の個人情報をもっていると、個人情報事業者としての義務を負うこととなります。

以下に特に注意すべき点をいくつか述べてみましょう。

①開示の要求や問い合わせに対しては、本人確認をしっかりとします。電話で確認できなければ、直接会って免許証やパスポートを見せてもらいます。親戚と名乗る人に住所等を教えるのは、もつての外です。

②開示する場合、本人の個人情報だけを開示して下さい。問い合わせ以外の情報を開示してはいけません。

今直ちに行うべきこととしては次のようなことがあります。

第一は、宗門のご重役や任職に個人情報的重要性を認識して頂くことです。それによって、はじめて宗門の職員や山務員・寺院の意識を改革させることができるからです。

第二は、「個人情報に関する基本方針」を作ることです。これを宗務庁（院）内に貼り出したり、お寺の掲示板に掲載することより、宗門の内外から信用を得ることができます。

第三は、宗門やお寺に安全管理を内容とする管理規則を作成します。

第四は、管理責任者を設置します。こ

の管理責任者により情報の収集・利用・管理を専門に担当してもらい、情報のアクセスできる人を決めておきます。そして、アクセスの履歴を残しておくことが大切です。

第五は、個人情報に関する教育を職員や山務員に実施します。レポートを出させるくらいのことをしないと徹底しません。

第六は、問い合わせの窓口を設けます。窓口対応マニュアルを作成して、不手際がおきないよう訓練します。苦情処理の対応で問題が大きくなったり、小さくなったりします。大きくなると裁判にもなりかねません。裁判にならないよう次のことに注意して下さい。

①怒らない。怒ったら負けだ。②対応者は、個人情報保護法をよく勉強しておく。③窓口を一本化して、たらい回しにしない。④クレームの情報は複数で共有する（複数で証人となれるようにしておく）。⑤クレーム内容や対応内容は、その場で記録しておく（証拠として残す）。

第七は、損害賠償を請求されたときのために、この種の保険に入っておく。一件につき一万五千円という判例があります。漏洩するときは、数百、数千、数万の情報が一度に流れる危険があります。

以上大変ですが重要なことです。

個人情報取り扱いについて

	取得	管理	本人からの問い合わせ 削除
注意事項	<p>①利用目的を特定・明確化(十五条) ②あらかじめ利用目的を公表すること。公表しなかったときは直ちに公表するか、本人に通知する(十八条) 公表とは不特定多数の人が知りうる状態にすること ③本人から書面で取得するときは利用目的を明示すること ④偽りその他不正の手段によって取得しないこと ⑤公開されているもの(例えば電話帳)からの取得は公表されているものの目的により、利用目的が拘束される。</p>	<p>①安全管理措置(漏洩、毀損の禁止) ②第三者への提供禁止 第三者への提供は本人の同意が必要。 例外委託先への提供、グループによる利用。 ③目的の変更は本人の同意が必要(十八条) ④利用目的範囲外の利用は本人の同意が必要。例外は令状の捜査や任意税務調査など。</p>	<p>①情報の開示・訂正・削除、利用の停止・消去・第三者への提供の停止の要求があったときは、誠実に対応する。 但し、本人のいうとおり訂正・削除しなければならぬわけではない。本人の指摘が間違っている場合はその限りではない。 ②利用目的など本人の知りうる状態にしておくか、尋ねられたらすぐ答えられるようにしておく。 ③苦情処理に対応する。(三十一条) 不要なものはずぐ廃棄する。外部に流出しないよう気を付ける。</p>
対策		<p>①管理担当者・管理方針を決める。 ②管理担当者を教育する。 ③管理の場所・管理道具(パソコン等)の特定 ④データの暗号化 ⑤委託先の監督 ⑥グループ利用のときは、あらかじめグループの範囲・利用目的、管理責任者について本人に通知するか、本人の知りうる状態にしておくこと</p>	<p>①本人確認(免許証・パスポート・住民票の確認)を怠らない ②申請方法を定めてこれを本人にわかるようにするか、尋ねられたら答えられるようにしておく。 ③担当者を決めて担当者教育をする。 ④苦情には怒らない 廃棄担当者を決める</p>

・過去帳：利用目的の限定(年回忌のお知らせ、回向供養)。

・問い合わせがあっても閲覧は不可。他の方法で内容を開示。公開は絶対に不可。永久保存。

・現在帳：利用目的の限定(行事案内、自宅案内)。本人の部分は閲覧可。不要なものは削除廃棄する。

・壇信徒名簿：利用目的の限定(行事案内)。本人の部分は閲覧可。不要なものは削除廃棄する。機関誌等發送委託を第三者にするときは十分注意すること。

・墓石簿：墓理法十五条二項、死者に関係ある者の閲覧を拒んではならない。

・備付け書類：宗団法人法二十五条三項、正当な理由があり且つ不当な目的が無い限り、信者その他利害関係人に閲覧させなくてはならない。

・年回表：公表することを事前に明示しておくこと。

・寄付者名簿：公表することを事前に明示しておくこと。

・寺院名簿：宗派外の者に渡す場合は、そのことを事前に明示すること。渡さない場合は目的外利用を禁止して第三者の利用を禁止する旨、名簿に明示すること。

・アンケート：利用目的を限定し公表しておくこと。

・宗勢調査結果：調査のときに利用目的を公表する。

・団参や各種研修会等の名簿：利用目的を明示しておき、目的以外に利用しないこと。

# スマトラ沖地震津波犠牲者追悼に 代表団をタイ国へ派遣

タイ国政府より四月十二日付書面で本会に対し、昨年十二月二十六日発生したスマトラ沖地震による「アンダマン海沿岸の津波犠牲者追悼法要」への要請がありました。この要請にこたえるべく、本会は、藤井日光会長ご宗派である日蓮宗に追悼法要への出仕をご依頼いたしました。藤井会長が居られる日蓮宗総本山久遠寺より一山のご協力をいただく事ができ、本会の追悼団として現地に派遣いたしました。

\* \* \*

五月七日、成田国際空港において「インド洋沖地震アンダマン海津波犠牲者追悼法要団」結団式を執り行い、櫻井英幸総務部長が委嘱状辞令伝達を行った。



ブーケットでの追悼法要、導師に井上瑞雄団長（中央）協導師に齋藤邦昭副団長（右）、山田是明副団長（左）

た。団長は、本会会長御名代・久遠寺総務井上瑞雄師。副団長は、同寺の齋藤邦昭庶務部長、山田是明輪番本部署長、団員として同寺職員と身延山大学の学生十七名。本会より奈良慈徹社会部長、壽山良光国際文化部長、江口智流総務部次長の三名が随行。

午前十時成田発タイ航空ブーケット直行便にて同地へ向かった。午後三時三十分到着（時差は二時間、日本時間午後五時三十分）、空港よりバスで一時間ほどのダイアモンド・クリフ・リゾートアンドスパホテルに宿泊。

八日は、車で約二時間余りのパンガール県カオラックに向かった。（本誌五〇六号八ページ記載）ここは、高級リゾート地でヨーロッパからの滞在者が多く、地元民とともに被害を受けている。未だに海岸から数百メートル離れた場所に警備艇が打ち上げられたまま放置されており、リゾート地の建物も津波に呑まれ、鉄筋の柱を残す無惨な状況であった。

儀式の会場は、浜辺の砂地にテントを設営し、横殴りの風雨の中で午後一時から開式した。はじめにタイ国政府観光庁東アジア局長パイサーン・ワン



ブーケットの会場より、町の中心部へ鎮魂の唱題行脚する一行

今回の追悼団の一員として大変貴重な体験を得ることができ、これから歩む人生に大いなる経験を心に留めたいと関係者に謝意が述べられた。

九日は、午前十時からブーケットの浜辺において海風を伴うスコールの中前日と同様の儀式を行った。パイサーン局長の挨拶の後、スパチャイ・ユーアブーンブーケット副知事が挨拶を行った。法要終了後、俄に陽が差し三十分以上の気温と湿度の陽気になった。

久遠寺の青年僧たちは、全身汗にまみれ、現地の復興を願い、同会場から町の中心部そして宿舎のホテルまで約一時間に及ぶ唱題行脚を行った。

午後二時半、昼食、帰国のための荷造りなど慌ただしく準備を行い、ホテルを後にして空港に向かった。途中、市内の寺院を参拝し、ゆったりとした異国の風情に触れることができた。

一行は、ブーケット空港で解団式を行った。パイサーン局長は、今回の追悼法要に日本の仏教界を代表して全日本仏教会、日蓮宗久遠寺の方々が協力下さったことに感謝する旨の挨拶をされた。また、井上団長からは、本会会長名代として精一杯に勤め、無事に団を解くことができ、関係各位に感謝する旨の言葉が述べられた。午後七時ブーケット空港を離れ、十日午前七時半成田国際空港に到着した。

一助となるようにと言葉を添えた。終了後、悪天候の中、大切なご本尊や仏具の片付けに追われつつ、一行はブーケットへの帰路についた。夜、追悼団とタイ国政府関係者による交流会が催された。青年僧からは、

# 事務総局録事

## 四月(十一～三十日)

- 十二日▼二十五回「同宗連」総会出席
- ▼真言宗善通寺派前管長追悼法要
- ▼真言宗善通寺派前管長追悼法要 要参列
- 十二～十三日▼全日本仏教徒会議滋賀大会に關し、滋賀県仏教会と打合せ
- 十三日▼日宗連監査会
- ▼鳥取県仏教会会長来局
- 十五日▼法律相談室
- 十九日▼事務総局局内会議
- ▼仏教伝道協会「伝道の集い」 四十年の歩み出席
- 二十二日▼同和委員会
- 二十五日▼寄付行為変更試案改革答申 案局内検討会議
- ▼法相宗・興福寺「文殊会」取材
- 二十六日▼華嚴宗・東大寺「仏法興隆花まつり千僧供養法要」取材
- 二十七日▼法律相談室
- ▼日宗連理事会、参議會、幹事会

## 五月(一～十日)

- 二日▼事務総局局内会議
- ▼財団創立五〇周年記念事業準備委員会
- ▼モスクワ仏教会来局
- 七日▼高野山差別戒名法要参列
- 七～十日▼インド洋沖地震アンダマン 海津波犠牲者追悼法要厳修 (タイ国)
- 九日▼浄土宗西山禪林寺派管長晋山式 参列
- ▼文化庁宗務課訪問

## 人事

- 就任
  - 理事 武田昭英(浄土真宗本願寺派)
  - 評議員 涌水邦英(浄土真宗本願寺派)
  - 若槻繁隆(群馬県仏教連合会)
  - 内藤陸雄(山梨県仏教会)
- 退任
  - 改革推進委員 橘正信(浄土真宗本願寺派)
- 理事 松原功人(浄土真宗本願寺派)
- 評議員 本多隆朗(浄土真宗本願寺派)

## 哀悼

- 坂本徳雄師(理事)
- 四月二十八日遷化 七十一歳
- 和宗四天王寺長賜
- 上井寛圓師
- 四月二十日遷化 九十九歳
- 真言宗大覚寺派前管長

過外一雄(群馬県仏教連合会)  
 今村文匡(山梨県仏教会)  
 ルンビニー委員  
 松原功人(浄土真宗本願寺派)  
 改革推進委員  
 竹田空尊(浄土真宗本願寺派)

## ◆今月の表紙について◆

【莫高窟】(中華人民共和国)  
 かつてシルクロードの拠点として繁栄を極めた敦煌の東南三〇キロにあり、中国三大石窟の一つといわれています。石窟四九二、仏像は二〇〇〇尊が現存し、内部には仏僧画等、多くの壁画が描かれ、仏教芸術の宝庫といわれています。

## ●お願い

本誌發送先変更の場合、事務局まで、ご一報をお願いします。

For Your Travel & Life **JTB**  
世界をつなぐ旅と心

## 新シルクロード大人の旅

- 西安・敦煌 5日間
- ウルムチ・トルファン・西安8日間
- 北疆シルクロード 神秘の湖カナス湖と 魔鬼城 8日間
- タクラマカン砂漠縦断 15日間

ご参加者全員に書籍1冊プレゼント!  
※第1巻～第2巻のご希望の物をプレゼントします。

NHK出版発行  
**「NHKスペシャル 新シルクロード(全5巻)」**  
 渾身の取材記と一級の写真のコラボレーション

第1巻 楼蘭/トルファン	(2月発売)
第2巻 タクラマカン/天山南路	(4月発売)
第3巻 草原の道/敦煌	(6月発売予定)
第4巻 青海/カラホト	(8月発売予定)
第5巻 カシュガル/西安	(10月発売予定)

税込価格 1,890円 **2005年2月より刊行開始!**

**JTB新シルクロード大人の旅ツアーのポイント**

- シルクロード経験豊かな添乗員とJTBプランナー共同企画
- シルクロード経験豊かな中国語が話せるベテラン添乗員が同行
- 添乗員からご旅行の5日～前日までに「安心のお電話」を致します
- 毎日、添乗員がミネラルウォーターを1本ご用意
- NHKスペシャル新シルクロードで撮影された地域を盛り込んだ観光コース設定
- JAL便利利用 安心の翼日本航空で快適な空の旅をお楽しみ下さい
- 各コースは、6名以上催行します
- 催行参加人員は、最大15名様限定
- ご出発時渡航手続案内会場をご用意
- 充実した旅行内容

●詳しいパンフレットご希望の方は下記にお問合せください●

**首都圏第一事業部シルクロードデスク**  
 TEL:03-5245-4688 FAX:03-5245-5318  
 HPアドレス <http://www.jtb.co.jp/shop/danto/info/silkroad/>

## 南都に響くお経の声

### 法相宗興福寺「文殊会」



4月25日法相宗興福寺で、明治時代より行われている文殊会が開催されました。東金堂の薬師如来の左脇に座している文殊菩薩は、鎌倉時代の定慶の作。鎧のうえに法衣を着けており古くから学僧たちの祈願仏として信仰をあつめておりました。この文殊会には、智慧が授かるようにと幼稚園児55名が稚児行列に参加した。当日は、晴天に恵まれ、近隣の浄教寺から三条通の坂道を興福寺東金堂までお練りし、文殊菩薩の宝前で各自参拝。その後、多川俊映興福寺貫主導師の下、一山式衆により法要が執り行われた。

当日は、晴天に恵まれ、近隣の浄教寺から三条通の坂道を興福寺東金堂までお練りし、文殊菩薩の宝前で各自参拝。その後、多川俊映興福寺貫主導師の下、一山式衆により法要が執り行われた。

### 華嚴宗東大寺「仏法興隆花まつり千僧供養法要」



4月26日に華嚴宗大本山東大寺において、東大寺、全日本仏教青年会、南都二六会、曹洞宗青年会の共催により、法要が執り行われた。

約70名の僧侶は、それぞれの宗派の法衣で南大門から、大仏殿へ行道し大仏殿前で庭讃。そして、大仏殿の壇上に登壇し羽生理事長(全日仏青)導師のもと、法要を厳修。続いて大仏殿横のアショカピラーで法要を行った。当日は、突然の雷雨で開始時間が遅れたが、その後は晴天がひろがり、修学旅行生や外国人など多くの参詣者が合掌し参拝した。

### 本会会旗新調

#### ●本会事務総局 OB と局員が寄贈



この度、本会を象徴するための会旗を新調いたしました。ご寄付いただきました皆さまに御礼申し上げます。

会旗は、特別注文で通常よりひと回り大きな幅74cm、縦120cmで本年11月の全日本仏教徒会議滋賀大会や財団創立50周年の記念行事等に活用させていただきます。

古代紫の正絹織地に金糸手刺繍

### (社)日本ユネスコ協会連盟

#### ●世界寺子屋運動へのご支援を

1990年よりアジア5カ国の農村で寺子屋生涯学習センターを建設し、教育を受けられなかった成人や子供たちの読み書き教室や生涯学習プログラムを実施しております。

皆様には、未使用の書き損じハガキの送付と募金のご協力をお願いしております。書き損じハガキを送付して頂くことにより1枚45円の募金となります。下記住所にご送付願います

#### 【書き損じハガキの送り先】

(社)日本ユネスコ協会連盟

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-3-1

朝日生命恵比寿ビル12F

## 本会主催研修会

### 「人権啓発研修会」のご案内

#### ●6月21日ハンセン病について京都で研修

2002年に厚生労働省の委託に基づき「ハンセン病問題に関する検証会議」が設置され、その最終報告書が提出されました。ハンセン病患者に対する隔離政策が長期間続けられ、それによる人権侵害の実態について、医学的・社会的背景、ハンセン病療養所に於ける処置、「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的・歴史的に検証し、再発防止の為に提出された最終報告書について下記のとおり研修いたします。

記

日時：6月21日(火)午後1時～5時

会場：真宗大谷派・真宗本願寺聴覚ホール

講師：内田博文氏(ハンセン病問題に関する検証会議副座長、九州大学法学部教授)

訓覇浩師(ハンセン病問題に関する検証会議委員、真宗大谷派解放運動推進本部本部委員)

交通：京都駅烏丸口より徒歩5分

定員：200名

参加費：無料

申込み：6月14日(火)までにハガキ・FAXで事務総局同和推進部まで、氏名・連絡先・所属団体名をお書きの上お申込下さい。

### 「個人情報保護に関する研修会」のご案内

#### ●6月3日東京・増上寺を会場に開催

4月1日より個人情報保護法が施行されました。

宗教団体は、信教の自由を保護する立場から、個人情報取扱業者として除外されています。しかし、各加盟団体・寺院は相当数の個人情報を保持、管理されており、過去帳や現在帳などの情報も取り扱っております。

本研修会では、ご参加の皆さまと共に検証いたします。

記

日時：6月3日(金)午後1時～4時

会場：「三縁ホール」

浄土宗大本山増上寺大蔵地下ホール

講師：清水勉氏(日本弁護士連合会、情報問題対策委員会副委員長)

長谷川正浩師(本会顧問弁護士)

井上文夫氏(日本テンプルヴァン社長)

交通：JR「浜松町」下車 徒歩8分

都営地下鉄三田線「御成門」下車 徒歩4分

定員：70名

参加費：1000円(当日徴収)

資格：加盟団体関係者

申込み：6月1日までにハガキ・FAXで本会事務総局まで氏名・連絡先・所属団体名をお書きの上お申込下さい。